

避難確保・浸水防止計画

首都圏新都市鉄道株式会社
新御徒町駅

2025年5月 改正

所在地 東京都台東区小島 2-21-18

(計画の目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の2第1項に基づくものであり、首都圏新都市鉄道(株)新御徒町駅に勤務又は利用する全ての者の、浸水時又は浸水が予想される場合の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることを目的とする。

(計画の対象範囲)

第2条 計画の対象範囲は、首都圏新都市鉄道(株)新御徒町駅構内の地下空間及び近隣施設等の連絡出入口を包含した範囲とする。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、首都圏新都市鉄道(株)新御徒町駅の勤務者又は、利用する全ての者に適用する。

(近隣施設の関係者との相互連携)

第4条 計画の対象範囲及び適応範囲を踏まえ、計画の実効性を担保するために、首都圏新都市鉄道(株)新御徒町駅と都営地下鉄大江戸線新御徒町駅との間に、下表のとおり連絡担当者を置き、浸水危険時の避難誘導及び浸水防止措置について相互に連携するものとする。

施設名	施設の所有者又は管理者	担当者
首都圏新都市鉄道(株)新御徒町駅	首都圏新都市鉄道(株)秋葉原駅務管理所長	新御徒町駅当務責任者
都営地下鉄大江戸線新御徒町駅	東京都交通局 巣鴨駅務管区長	新御徒町駅長

2 計画及びその訓練の実施に当たっては、首都圏新都市鉄道(株)新御徒町駅に近接する施設の関係者と、情報の共有その他の相互連携に努めるものとする。

施設名	連絡窓口
新御徒町駅自転車駐輪場	台東区役所 都市づくり部交通対策課

(防災組織の設置及び防災体制)

第5条 浸水危険時に、迅速かつ効果的な対応をはかるため、以下の通り設置する。

- (1) 自衛水防組織。尚、自衛水防組織には統括管理者を置く。
- (2) 体制及び役割

体制及び各班の任務は次のとおりとする。

組織	主な任務内容
統括管理者	連絡体制の確立(指揮・命令・監督)
情報収集班	気象情報・行政情報・河川情報の情報収集及び伝達
警戒活動班	洪水・浸水等大雨に対する準備(高潮・大津波等含む)
避難誘導班	避難の目視判断・避難場所確認(ハザードマップ)

(防災連絡体制等)

第6条 浸水時又は浸水が予想される場合に、総合的応急活動を実施するため、防災連絡体制等を設置する。

(情報収集及び伝達体制)

第7条 情報収集体制については、次のとおりとする。

(1) 情報収集体制

浸水の危険性把握のために、次により情報の収集を行う。

収集する情報

- ・ 気象情報
- ・ 河川水位情報、洪水予報、水位到達情報
- ・ 行政機関からの情報

収集手段

- ・ インターネットによる収集
- ・ テレビ、ラジオ等による情報収集
- ・ 地上部の状況を目視又は ITV カメラ等で確認する
- ・ 自治体から提供される防災情報を確認する

(2) 情報伝達体制

浸水の危険性を感じたり、各種情報により浸水の予測があったときには、速やかに情報を伝達する。

(浸水防止に関する警戒活動)

第8条 地下街等への浸水を防止するため、危険度を設定し、その段階によって対策をとるものとする。

(避難誘導)

第9条 避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難誘導の原則

浸水時又は浸水が予想される場合には、利用者の避難を最優先に行う。

(2) 避難誘導開始時期

避難指示等が発令された場合は、全員が避難できる体制をとる。避難誘導開始時期は、統括管理者(当務責任者)の判断により開始するが、相互連携施設の避難・浸水等の状況を踏まえ、共同した行動をとれるようにする。

(3) 避難誘導時の行動

避難誘導時の行動については次の点に注意する。

構内放送設備などを使って、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかける。

エレベータやエスカレータなどの電気設備の利用を行わないよう周知する。

あらかじめ決められた避難誘導班が、所定の位置につき、利用者を避難させる。

要配慮者を見かけた場合は、周りの人達の協力を得ながら、迅速に避難誘導する。

(4) 避難経路図については【別紙】のとおり

(5) 避難誘導方法及び留意事項

利用者がパニックにならないように、避難誘導社員は落ち着いて行動する。

浸水による停電が考えられるため、エレベータは絶対に利用せず、また、使用しないように呼びかける。

一斉停電に備え、平常時から懐中電灯等を用意しておく。

(防災教育)

第10条 防災教育については、次のとおり行う。

(1) 避難確保・浸水防止計画の内容の周知徹底

(2) 避難場所の徒歩確認

(3) 浸水予防の周知徹底

(4) 防災体制の周知徹底

(5) 水害に関する事項の周知徹底

(6) その他、施設の防災管理上必要な事項

(防災訓練)

第11条 防災訓練については、次のとおり行う。

(1) 動員訓練(呼び出し)

(2) 浸水防止訓練

(3) 情報収集伝達訓練

(4) 避難訓練と避難誘導訓練

(5) 救出救護訓練

(避難確保及び浸水防止を図るための施設及び資材の整備点検)

第12条 施設及び資材の整備等については、次のとおり行う。

(1) 浸水に備えるため、施設等を定期的に点検する。

(2) 浸水に備えるため、ボックスウォール、水土嚢等を準備し保管場所や防潮シート防水板等の使用方法について周知する。

【止水設備一覧】

手動跳上式防水板	A 2 出入口(春日通り側)	A 2 出入口(佐竹商店街側)
	A 4 出入口(小島ビル)	
手動防潮シート	A 4 出入口(くぐり戸)	

【別紙】地上階への避難経路図

